

令和5年度
第2回社会福祉審議会資料

令和5年11月

目 次

審議事項

- ア 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について . . . P 1
- イ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和5年度国補正分）協議優先順位について . . . P 6
- ウ 次世代育成支援対策施設整備費補助金の優先順位設定基準について . . . P 7
- エ 次世代育成支援対策施設整備費補助金（令和5年度国補正分）の国庫補助協議について . . . P 12

報告事項

- ア 療養病床転換助成事業補助金及び地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金について . . . P 13
- イ 福祉保健部ささえあい福祉局各課の現在の取組状況について . . . P 14
- ウ 児童福祉専門分科会の決議事項の報告 . . . P 19

社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位設定基準について

ささえあい福祉局障がい福祉課

令和 6 年度当初及び令和 5 年度国補正における施設整備費補助金の国庫補助協議にあたり、その優先順位を決定するための基準の設定についてお諮りするものである。

※令和 5 年度国補正予算については、現在開かれている第 212 回臨時国会で審議されるものであり、現時点で正式な通知等は来ていないが、補正予算が成立した際には、下記のタイトなスケジュールを進める必要があることから、事前にお諮りするものである。補正予算の内容等によっては変更の可能性がある。

1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等が設置する障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等（鳥取市内を除く）について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と県が協調（国 1/2、県 1/4、事業者 1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

〈スケジュール〉（先の予定についてはあくまで見込み）

令和 5 年 9 月末	要望照会回答締切
令和 5 年 1 1 月	第 2 回社会福祉審議会において優先順位設定基準及び令和 5 年度国補正に係る優先順位決定
令和 5 年 1 2 月末	令和 5 年度国補正に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和 6 年 2 月	令和 5 年度国補正に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
令和 6 年 2 月頃	第 3 回社会福祉審議会において、令和 6 年度当初に係る優先順位決定及び令和 5 年度国補正に係る採択状況等の事後報告
令和 6 年 3 月	令和 5 年度国補正に係る交付申請
令和 6 年 3 月末	令和 6 年度当初に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和 6 年 6 月	令和 6 年度当初に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
令和 6 年 7 月	令和 6 年度当初に係る交付申請

2 近年の国予算と鳥取県への国補助金配分額（単位：千円）

	国 予 算	鳥取県国補助金配分額
R 5 当初	4, 4 6 2, 2 5 9	4 7, 9 0 0
R 4 補正	9, 9 4 9, 1 4 8	3, 7 4 0
R 4 当初	4, 8 1 2, 1 7 5	3 9, 1 0 0
R 3 補正	8, 5 3 0, 0 0 0	5, 8 2 6
R 3 当初	4, 8 1 2, 1 7 5	3 7, 1 6 6
R 2 補正	2, 3 7 5, 0 0 5	2 0 8, 5 8 1
R 2 当初	1 7, 4 4 0, 2 6 2	3 4 1, 5 9 4
R 1 補正	8, 3 2 0, 3 8 7	3 1, 3 0 4
R 1 当初	1 9, 5 0 0, 0 0 0	2 3 7, 9 1 2

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について

【概要】（詳細は別紙設定基準を参照。）

- ・引き続き、受入れ先が不足している強度行動障がい者及び重度障がい者の定員を増加させる整備を最優先項目とする。
- ・ウイルス性感染症の感染拡大防止のため、入所系施設における多床室の個室化に関する整備を優先的に行う。
- ・施設の防災・減災の観点から、耐震化整備・ブロック塀の改修・非常用自家発電設備整備・スプリンクラー整備を行う整備に加え、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備を次の優先項目とする。引き続き、地域生活支援拠点の整備も優先的に行う。
- ・その他については、障害福祉計画におけるサービス需要見込に対し、現サービス提供体制が不足しているサービスの定員を増やす整備時を優先する。

4 その他

令和 5 年 4 月に子ども家庭庁が発足したことに伴い、障がい児施設に関する施設整備は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の対象となったため、障がい児施設については当基準を適用しないこととする。

なお、障がい児施設については、子ども発達支援課により別途基準を設定している。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準

ささえあい福祉局障がい福祉課

I 目的

令和6年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。なお、令和5年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) ①強度行動障がい者、②重度障がい者（生活介護、グループホーム、短期入所に限る）の定員を増加させる整備。(①、②の順で優先とする。)	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	ウイルス性感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3) 施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。(消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。)(①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。)	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(4) 地域生活支援拠点に位置づけられる施設整備に係る経費。(定員・面積の多い施設を優先する。)	障がい者の重度化等や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があるため。

整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①重度障がい者（S(1)②で対象の施設以外）、②精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	重度障がい者、精神障がい者の地域移行を促進するため。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

2 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

(2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優

先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

- イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例>

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)		優先項目(4)		順位	
X事業	○	→	X事業	○	→	X事業	○	1
Y事業	○		Y事業	×		Y事業	/	
Z事業	○		Z事業	○		Z事業	×	

上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。

	優先項目(2)		優先項目(3)		順位
S事業	○	→	S事業	×	2
T事業	×		T事業	/	
U事業	○		U事業	○	

同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先とする。

【参考】令和4年3月10日付厚生労働省社会・援護局事務連絡

＜優先順位を付す際の指標＞

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- シ アスベストの除去等の整備を図るもの
- ス 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- セ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- ソ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- タ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- チ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
- ツ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- テ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- ト 障害児入所施設に入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和5年度国補正分）協議優先順位について

ささえあい福祉局障がい福祉課

令和5年度国補正における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、その優先順位をお諮りするものである。
 なお、国補正による本事業の実施が無かった場合、当該優先順位に係る決議は無効とする。

1 令和5年度国補正社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位について

本会で併せてお諮りしている「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準」に基づき、下記のとおり優先順位とする。

なお、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合もある。

記

整備区分 S（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当は3件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分	強度・重度の受入 （増加定員数）	面積 (㎡)
1	社会福祉法人ぱれっと グループホームぱれっと	共同生活援助	創設（新設）	+ 4 〔・強度2〕 〔・重度2〕	253
2	公益社団法人青年海外協力隊 多世代交流拠点 『JOCA Nanbu GOTCHA』	・生活介護 ・短期入所 ・就労継続支援 A 型 ・相談支援	創設（新設）	+ 2 〔・強度0〕 〔・重度2〕	753
3	公益社団法人青年海外協力隊 J's グループホーム南部	共同生活援助	創設（新設）	+ 2 〔・強度0〕 〔・重度2〕	280

※基準～抜粋～

(1) **①強度行動障がい児者、②重度障がい児者**（生活介護、グループホーム、放課後等デイサービス、短期入所に限る）を
対象とする定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。定員が同数の場合は面積の大きい順とする。）

整備区分 A（定員を増加させる整備） ⇒ 該当なし

整備区分 B（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当は2件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
4	特定非営利活動法人あいぼりい グループホームあいぼりい	共同生活援助	大規模修繕（バリアフリー化）
5	社会福祉法人みのり福祉会 サンジュエリー	・生活介護 ・短期入所	大規模修繕（空調設備の更新）

※基準～抜粋～

(1) **安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。**
 (2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。
(3) (1)、(2)以外の修繕等。
 (4) 入所施設又は居住サービス事業所である。
 (5) ①強度行動障がい者、重度障がい者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）
 (6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。
 (7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。

**次世代育成支援対策施設整備費補助金（障害児施設等）
の国庫補助協議の優先順位設定基準について**

子ども家庭部子ども発達支援課

令和6年度当初における施設整備費補助金の国庫補助協議に当たり、その優先順位を決定するための基準の設定についてお諮りするものである。

※令和5年度国補正予算については、現在開かれている第212回臨時国会で審議されるものであり、現時点で正式な通知等は来ていないが、補正予算が成立した際には、下記のタイトなスケジュールで進める必要があることから、事前にお諮りするものである。補正予算の内容等によっては変更の可能性がある。

1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する障害児施設等（鳥取市内を除く）について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と県が協調（国1/2、県1/4、事業者1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

〈スケジュール〉（先の予定についてはあくまで見込み）

令和5年9月末	要望照会回答締切
令和5年11月	第2回社会福祉審議会において優先順位設定基準及び令和5年度国補正に係る優先順位決定
令和5年12月末	令和5年度国補正に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和6年2月	令和5年度国補正に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
令和6年2月頃	第3回社会福祉審議会において、令和6年度当初に係る優先順位決定及び令和5年度国補正に係る採択状況等の事後報告
令和6年3月	令和5年度国補正に係る交付申請
令和6年3月末	令和6年度当初に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和6年6月	令和6年度当初に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
令和6年7月	令和6年度当初に係る交付申請

2 近年の国予算と鳥取県への国補助金配分額（単位：千円）

	国 予 算	鳥取県国補助金配分額
R5当初	4,462,259	47,900
R4補正	9,949,148	3,740
R4当初	4,812,175	39,100
R3補正	8,530,000	5,826
R3当初	4,812,175	37,166
R2補正	2,375,005	208,581
R2当初	17,440,262	341,594
R1補正	8,320,387	31,304
R1当初	19,500,000	237,912

（注）R5当初までは、厚生労働省の社会福祉施設整備費補助金にて予算配分

3 優先順位の設定基準について

【概要】（詳細は別紙設定基準を参照。）

- ・受入れ先が不足している強度行動障がい児及び重度障がい児の定員を増加させる整備を最優先項目とする。
- ・ウイルス性感染症の感染拡大防止のため、入所系施設における多床室の個室化に関する整備を優先的に行う。
- ・施設の防災・減災の観点から、耐震化整備・ブロック塀の改修・非常用自家発電設備整備・スプリンクラー整備を行う整備に加え、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等の危険区域に所在する施設の移転改築整備を次の優先項目とする。
- ・その他については、障害児福祉計画におけるサービス需要見込に対し、現サービス提供体制が不足しているサービスの定員を増やす整備を優先する。

**次世代育成支援対策施設整備費補助金（障害児施設等）の
国庫補助協議の優先順位設定基準**

子ども家庭部子ども発達支援課

I 目的

令和6年度分次世代育成支援対策施設整備費補助金の国庫補助協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。（現時点では国庫補助協議方針は不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫補助協議を行うこととする。なお、令和5年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。）

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、国が示している留意事項（優先順位を付す際の指標）を参考に県施策として優先すべき項目を設定し、国庫補助協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理 由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1)①強度行動障がい児、②重度の障がい児（放課後等デイサービス、短期入所に限る）の定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。）	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2)ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	ウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3)施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥障害児入所施設にスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。）	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存障害児入所施設にスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
A 定員を増加させる整備	(1)圏域における県障害児福祉計画のサービス見込量に対する現サービス提供体制達成率（以下「整備計画達成率」という。）がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして整備計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2)重度の障がい児（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。	重度の障がい児の地域移行を促進するため。
	(3)増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。

	(4) 市町村における整備計画達成率がより低いサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 障害児入所施設である。	
	(5) ①強度行動障がい児、②重度の障がい児を対象とするもの。(①、②の順で優先とする。)	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

2 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制(定員数)が県障害児福祉計画によるサービス見込量以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

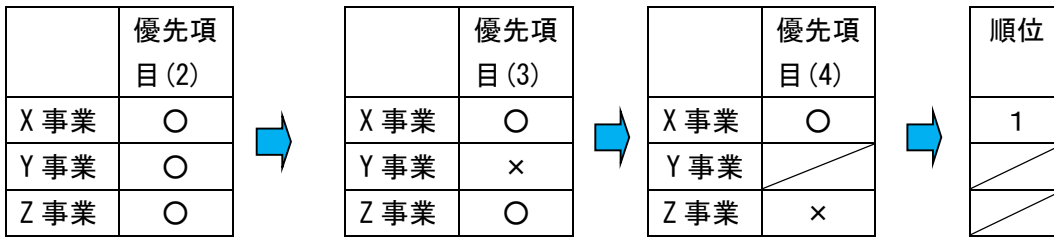
※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

(2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

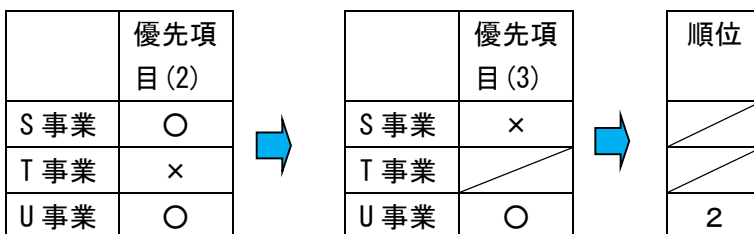
イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例> Aの優先項目(1)について、東部圏域の放課後等デイサービスにおける整備計画達成率が最も低く、東部圏域の放課後等デイサービスの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域の障害児通所施設における整備計画達成率を修正。

これにより、中部圏域の児童発達支援における整備計画達成率が最も低くなり、中部圏域の児童発達支援の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。

2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の児童発達支援における整備計画達成率を修正し、その後は整備計画達成率が一番低いものを優先とする。

【参考】次世代育成支援対策施設整備協議書

＜優先順位を付す際の指標＞

- サ 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- シ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い障害児入所施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ス 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い障害児入所施設において給水設備の整備を行うもの
- セ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、障害児入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- ソ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- タ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- チ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ツ 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- テ アスベストの除去等の整備を図るもの
- ト 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ナ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- ナ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ニ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- ヌ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ネ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

次世代育成支援対策施設整備費補助金（令和 5 年度国補正分）の国庫補助協議について

子ども家庭部子ども発達支援課

令和 5 年度国補正における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、本会でお諮りしている「次世代育成支援対策施設整備費補助金の国庫補助協議の優先順位設定基準」に基づき、下記のとおり申請することについてお諮りするものである。

なお、国補正による本事業の実施が無かった場合、当該申請に係る決議は無効とする。

また、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合がある。

記

整備区分 S（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当なし

整備区分 A（定員を増加させる整備） ⇒ 該当は 1 件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分	備考
1	株式会社 B B 3	・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援	創設（新設）	定員 20 名→30 名

※基準～抜粋～

- (1)圏域における県障害児福祉計画のサービス見込量に対する現サービス提供体制達成率（以下「整備計画達成率」という。）がより低いサービスの整備。（1 件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして整備計画達成率を再計算する。）
- (2)重度の障がい児（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。
- (3)増加する定員がより多いもの。
- (4)市町村における整備計画達成率がより低いサービスの整備。
- (5)過去 3 年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。
- (6)整備予定が、合併前の旧 4 市以外に位置するもの。

※次世代育成支援対策施設整備事業に係る実施希望状況調査票の概要

- ・本計画は既存の放課後等デイサービス 2 施設（スイッチーズとスイッチーズ 2come）を移転、および新たに放課後等デイサービス（仮称：スイッチーズ 3come）1 施設を追加し、計 3 施設を新築建屋で一元的に運営することを目的に行う。
- ・現在運営している 2 施設は、工業用建屋を改築したものであるため、二階に上がる階段の傾斜勾配が通常より急角度であり、肢体不自由のある利用者が不便を感じている。
- ・新築建屋での一元的な運営により療育体制の更なる強化が図られる他、バリアフリーと十分な安全性を実現することができ、利用者の利便性向上と職員の職場環境改善に繋がる。

整備区分 B（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当なし

療養病床転換助成事業補助金及び地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金について

長寿社会課

令和5年度交付予定は以下のとおりです。

1 鳥取県病床転換助成事業補助金

医療療養病床（一部）の介護医療院への転換整備

事業者	転換前 予定床数	転換後 予定床数	補助単価（千円）	交付予定額（千円）
南部町国民健康保険 西伯病院	4床	4床	500/床	2,000

※医療療養病床36床のうち個室4部屋を、介護医療院へ転換する。

2 鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）補助金

介護療養型医療施設の介護医療院への転換整備

事業者	転換前 予定床数	転換後 予定床数	補助単価（千円）	交付予定額（千円）
南部町国民健康保険 西伯病院	16床	12床※	1,459/床 (備品等：239/床) (改修：1,220/床)	23,344

※介護療養型医療施設の4床室×4部屋（16床）を、介護医療院4床室×2部屋、2床室×2部屋（12床）へ転換する。

<鳥取県病床転換助成事業補助金>

医療機関が有する医療療養病床の一部を介護医療院に転換するために要する経費の一部を助成する。

※対象経費：工事費又は工事請負費及び工事事務費等

※負担割合：国 10/27、保険者 12/27、県費 5/27

<鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金>

団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」が創設され（負担割合：国2/3、県1/3）、平成27年度から介護分野も対象となったところ。当県においては、鳥取県地域医療介護総合確保基金を造成し、地域密着型サービスなど、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）補助金による補助事業を実施しているもの。

○介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換（概要）

介護療養型医療施設から転換して介護老人保健施設等へ転換する際の、整備費及び準備に必要な経費を支援する事業

※対象経費：工事費または工事請負費、工事事務費、備品購入費等

※負担割合：基金 10/10

「災害時における福祉支援機能強化事業」の概要等について

福祉保健課

1 概要等

- 鳥取県西部地震や鳥取県中部地震等これまでの被災者支援等を踏まえ、令和3年度に全国に先駆け県社会福祉協議会内に「鳥取県災害福祉支援センター」を設置し、災害発生時に避難所等で介護や相談等の調整など福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するための実施体制の確保やチーム員への研修の実施等している。併せて、市町村社協が災害時に設置する災害ボランティアセンターについて運営スタッフの養成等の支援等も行っている。

（参考：鳥取県災害福祉支援センターの主な業務）

- DWATの組成と研修（基礎・スキルアップ研修、関係機関連絡会）
- 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成等の支援
- 災害ケースマネジメントの全県展開（啓発研修、普及に関する検討会）等

2 令和5年度当初予算の概要等

「災害時における福祉支援機能強化事業（予算額：24,373千円）」

（1）事業費 6,611千円

鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにおいて次の業務を行う。

区分	主な業務内容
DWATの組成と研修等	DWATチーム員の登録管理、チーム員に対する研修（基礎研修・スキルアップ研修等）、実働訓練、関係機関との意見交換会の開催、資材整備、災害時派遣調整等 ※R5.9時点でDWATチーム員に161名登録
災害ボランティアへの支援	災害ボランティアセンター運営者研修、関係機関との連絡会開催 災害ボランティアセンター運営支援等

（2）人件費 17,762千円

※災害福祉支援センターに専任職員を配置し、災害ケースマネジメントに関する業務も併せて実施（災害ケースマネジメントに関する予算は危機管理部所管）

3 台風第7号の際の活動実績

（1）災害ボランティアセンターの活動実績

- 災害ボランティアセンター等を立ち上げ、8月21日から鳥取市・八頭町等の住家の土砂撤去等の復旧活動に延べ350人を超える方がボランティア参加

市町	開設期間等	累計参加者数	活動件数	活動地域・内容等
鳥取市	8月17日～9月30日 ・8月21日から用瀬地区保健センターに拠点設置	299人	21件	・佐治地区、用瀬地区、河原地区で活動 ・土砂撤去、家財の搬出、水路の土砂撤去等
八頭町	8月21日～23日、29日・30日	56人	3件	・住宅敷地内に流入した土砂（石）の撤去作業等 ・一般ボランティア56人に加えて、県職員災害応援隊も土砂撤去等を実施
三町町	8月30日、9月11日	11人	2件	・住宅敷地内に流入した土砂（石）の撤去作業

（2）災害ケースマネジメントの活動実績

- 鳥取市及び三朝町において災害ケースマネジメントを実施
- 特に被害の大きな鳥取市佐治町においては、県と災害福祉支援センターが連携して職員派遣や、被災者の相談対応にあたる専門家派遣の調整など、鳥取市が実施する災害ケースマネジメントの取組みを支援

市町	被災者支援活動の内容
鳥取市 佐治町	・8月19日から鳥取市社協と県社協等が合同で高齢独居世帯等（約80世帯）への訪問活動を実施 ⇒住家の再建に係る相談対応、土砂撤去の相談を災害ボランティアセンターに繋げる等の活動を実施 ・住家被害を受けた方に対して、県が県建築士会との協定に基づき建築士を派遣し、相談支援（住家の簡易修繕のアドバイス等）を実施
三朝町	・8月22日と23日、三朝町と三朝町社協が住家被害のあった世帯等を中心に訪問活動を実施 ⇒住家の土砂撤去支援要望があり、町と町社協で連携して対応

※「災害ケースマネジメント」とは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成し、継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組をいう。

1 概要

- ・孤独・孤立対策の一体的な推進に向けて、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を令和4年12月に制定。(令和5年1月1日施行)
- ・条例の具体化のため、関連業務を集約し、福祉保健部内に「孤独・孤立対策課」を令和5年7月末に設置し、生活保護、生活困窮者自立支援、再犯防止・更生保護、民生委員、ヤングケアラー、ひきこもりについて、一体的な支援体制を構築。

2 6月補正予算等による事業 ※【拡充】以外は新規事業

孤独・孤立対策の市町村支援強化事業(16,800千円)	市町村や関係機関における支援及び支援の調整を担う人材の育成、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化等を図る。
鳥取県版孤独・孤立解消支援事業(38,000千円)	ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等、既存の制度では対応が難しい人に対する相談・支援など、人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援し、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりを推進する。
当事者・家族等のピアサポート活動支援事業(6,500千円)	同じ困りごとを抱える本人や家族ならではの細かな対応が可能で、共感によるつながりをもたらすピアサポート活動について、団体の活動の活性化を図るため、立ち上げ経費、活動費を補助する。
「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業(6,700千円)	孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。
【拡充】ひきこもり対策推進事業(19,095千円)	「とっとりひきこもり生活支援センター」における他機関協働による包括的相談体制の構築を進めている市町村への支援等を行うため、相談員を増員し、職場体験事業所が不足している中部・西部に新たな職場体験事業所を設置し、全県下でひきこもりの状態にある方の就労支援を行う。
【拡充】ヤングケアラー支援強化事業(3,201千円)	SNSの集いの場の設置、出前授業の実施により、ヤングケアラーに対する支援体制と啓発の強化を図る。

3 その他現在の取組み

- ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の開催(8/28)をはじめとし、市町村・関係機関及び県庁内の連携強化による官民連携、部局横断の孤独・孤立対策の実施及び相談対応窓口の質の向上
- ・市町村、関係機関と連携したひきこもり、ヤングケアラー、老老介護の実態調査及び理解促進事業の実施

依存症啓発フォーラム・関連イベントについて

障がい福祉課

1. 概要等

(1) 概要

依存症に対する県民の関心・理解をより深めるため、平成26年から県主催で毎年依存症啓発フォーラムを開催している。今年は10回目となるため、元TOKIOの山口達也氏や上田まりえ氏等をゲストに迎えるなど、より多くの県民に参加していただけるような内容で開催する。

テーマは、毎年アルコール健康障害と他のテーマを組み合わせしており、今年度は「アルコール健康障害及び薬物依存症」。(※昨年度のテーマは、「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症」)

また、フォーラム開催圏域以外にも広報ブースを設けることで、多くの県民への周知啓発を実施する。

(2) 名称

アルコール健康障害と薬物依存症を考えるフォーラム in 境港 ～つながる、ココから、ココロから～

2. 今年度の実施内容

・ 依存症フォーラム (拡充)

令和5年 11月26日(日) 午後1時～5時 境港市民交流センター さかいみなとテラス (境港市上道3000) 定員500名 (当日整理券を配布)	<出演者> ゲスト：山口達也氏(元TOKIO) 司会進行：上田まりえ氏(タレント、とっとりふるさと大使) 基調講演：前田益尚氏(臨床社会学者、近畿大学文芸学部教授) ディスカッション：山下陽三氏(渡辺病院副院長) <内容> ①オープニングセレモニー ②ゲストトーク「飲酒とアルコール依存症の関連性」 ③基調講演「脱アルコールの哲学－理屈でデザインする酒のない人生－」 ④体験談トーク(依存症の当事者又はその家族) ⑤ディスカッション
--	--

※依存症に係る悩みを持つ方が自宅でも気軽に視聴できるよう、Youtubeでも配信を行う(基調講演・体験談トーク)。

・ 啓発広報ブース (新規)

<東部> 日時：令和5年11月4日(土) 場所：イオンモール鳥取北(鳥取市晩稲348) <中部> 日時：令和5年11月11日(土) 場所：パープルタウン(倉吉市山根557-1) <西部> 上記フォーラムの会場内に設置	①依存度チェックコーナー パッチテストやAUDIT(問題飲酒者のスクリーニングテスト)の実施を予定 ②相談コーナー 依存症支援拠点機関(渡辺病院)のコーディネーターが対応 ③依存症問題啓発パネルの展示
---	--

(参考)

○ 昨年度のフォーラム実績

テーマは「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症」。

ゲストにタレントのダンブ松本氏、ブル中野氏をお招きし、現地(ハワイアロハホール)とオンライン配信のハイブリッドで開催した。会場来場者数は120名、オンライン配信視聴者数は65名。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等について

長寿社会課

- 本年6月14日に共生社会を推進するための認知症基本法が成立。政府は、来年春(6月16日の公布後1年以内)の施行に向け、「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」を主宰するとともに、法に規定する認知症施策推進基本計画を準備中である。
- また、本年9月には、アルツハイマー病治療薬「レカネマブ」の製造販売が承認された。今後保険薬として承認となる見込み。

1 国の認知症施策

国は、平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画」(オレンジプラン)、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」、そして令和元年6月には「認知症施策推進大綱」が策定され、認知症に関する取組が進められてきた。

令和5年6月14日に成立した「共生社会を推進するための認知症基本法」は「認知症施策推進大綱」を発展させ、認知症バリアフリーや、認知症の人の社会参加の確保など、多方面の施策をさらに推し進める内容となっている。

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することを推進するため、来年春施行に向け「認知症施策推進基本計画」を策定中である。

(参考) 認知症基本法の主な施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - ・国民が認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - ・認知症の人が自立、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作り 等
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - ・若年性認知症の人等が意欲等に応じた雇用の継続、円滑な就職に資する施策 等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - ・認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図る
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - ・認知症の人が地域にかかわらず等しく適切な医療を受けることができる 等
- ⑥ 相談体制の整備等
 - ・認知症の人又は家族等の状況に総合的に応ずることが可能な体制の整備 等
- ⑦ 研究等の推進等
 - ・認知症の本態解明、予防、診断及び治療等の基礎研究 等
- ⑧ 認知症の予防等
 - ・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにする 等

2 県の取組

県では来年3月策定に向けて、第9期「鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画=鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」を作成中です。プランの中では「認知症施策のステージアップ」を重点課題として位置付け、「認知症施策推進大綱」の内容を踏まえるとともに、今後明らかとなる政府の「認知症施策推進基本計画」の趣旨を包含した「都道府県認知症施策推進計画」としても位置付けることを想定している。

プランの策定にあたっては認知症家族や本人に広く委員参画していただいている。当事者方々の意見反映を行い、本人と家族の一体支援、医療体制の充実、専門職の育成などに取り組んでいきたいと考えている。

3 認知症治療薬

アルツハイマー病治療薬「レカネマブ」の製造販売が承認され、今後、保険薬として活用されていく見込みである。

治療の対象となる方は、MCI領域の方であり、治療にあたっては、適用の可否にかかるPET-CTによる検査が前提となっている。

したがって、今後、希望する方が迅速に治療が受けられるよう、相談体制、検査体制を整えるとともに、治療の方法、効果の程度やリスク、費用などについて、周知していく必要がある。

(参考1)鳥取県の認知症者

鳥取県では、3年ごとに「認知症者生活実態調査」を行っており、本年4月調査によると、県内には約2.2万人の認知症の方が暮らしている。(ただし、この数値は要介護認定を受けている方に限られており、実際には認知症の症状があっても要介護認定を受けておられない方、境界域(MCI)の方が相当数おられる。)

調査から、自宅で暮らしておられる方は約半数で、残り半数は、認知症高齢者グループホームなどの社会福祉施設や、有料老人ホームなどの居住系施設で暮らしておられる。

(参考2)＜鳥取県の認知症施策への取組状況＞

目的	取組内容
認知症本人の社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症本人ミーティング」開催 ・認知症本人の啓発研修派遣
認知症本人と家族の一体的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県認知症コールセンター事業 ・認知症本人・家族によるピアサポート事業
認知症になっても安心して暮らせる共生社会	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成・ステップアップ講座 ・チームオレンジ立上げ支援 ・キャラバンメイト養成等講座 ・認知症施策に係る関係機関との連携会議の開催 ・認知症高齢者SOSネットワーク会議の開催 ・新聞広告による相談窓口等の広報
若年性認知症の方への生活・就労等についての相談支援、関係機関との連携体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症自立支援ネットワーク構築 ・若年認知症サポートセンターの運営 ・啓発研修の開催等
認知症医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター運営事業 ・認知症初期集中支援チーム員研修派遣 ・かかりつけ医はじめ地域の医療従事者への研修 ・認知症サポート医の育成
認知症介護に関わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践者研修等運営事業 ・認知症介護指導者の養成 ・認知症地域支援推進員研修派遣 ・認知症重度化予防実践塾

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第5号に基づき、下記事項について令和5年9月7日及び令和5年10月20日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適当と認めた。

区 分	住 所	答申年月日
親族里親	鳥 取 市	令和5年10月26日
養育里親・ 養子縁組里親	鳥 取 市	令和5年11月6日
養育里親	米 子 市	令和5年11月6日